

高松市一般廃棄物処理基本計画見直しに係るごみ排出量等 将来推計業務委託仕様書

本仕様書は、高松市（以下「本市」という。）が行う高松市高松市一般廃棄物処理基本計画見直しに係るごみ排出量等将来推計業務（以下「本業務」という。）に適用する。

1 業務の目的

本市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づき、高松市一般廃棄物処理基本計画を策定しており、令和5年3月には当該計画の中間見直しを行ったが、令和8年度（予定）からの、製品プラスチックの分別区分変更に伴い、当該計画内のごみ減量に関する目標値等について再検討する必要が生じている。

本業務は、当該目標値等検討のための基礎資料となるごみ発生量等の将来推計を行うことを目的とする。

2 業務の対象区域

香川県高松市域及び本市がごみ処理を受託する町の区域

3 業務の内容

ごみの排出量等の将来推計の実施

本市の、ごみの排出量及び処理量について、過去の実績、将来推計人口、排出量の目標値、ごみ減量取組等による効果などを勘案して、令和15年度までの将来推計を行う。

<推計項目の例>

- ・ 人口の推移（市総合計画と整合性を図る）
- ・ 家庭系ごみの種類別（可燃・破碎・資源など）排出量の推計
- ・ 家庭系ごみ原単位（g/人・日）の排出量の推計
- ・ 事業系ごみの種類別（可燃・破碎・資源など）排出量の推計
- ・ 処理量（焼却処理量・資源化等処理量・最終処分量・資源化量など）の推計

※ 排出量の推計に当たっては、現行の高松市一般廃棄物処理基本計画の資料編にある「資料2 第1章 ごみの排出量等の将来推計の実施」の項目を参考にすること。

※ 排出量の推計期間中に分別区分の変更等が予定されている場合は、こ

れを将来推計に反映させること。また、排出抑制の取組等により、推計値に差異が生じる可能性がある場合は、それらに応じた複数のモデルを提案すること。

※ 高松市分と受託町分を分けて推計すること。

4 成果品の提出

(1) 受託者は、業務完了時に速やかに成果品を提出しなければならない。

(2) 成果品の内容は次のとおり

ア ごみ排出量等の将来推計表及び図表化したもの（推計に用いた関数式等算定方法を示すこと） 一式

※ 成果品は、集計・分析データとして利用可能な電子データとして取りまとめ、CD-R又はDVD-Rに保存して提出すること。

(3) 成果品の審査

ア 受託者は、令和6年7月19日を目途として本市の成果品審査を受けるものとする。成果品審査の日時は、別途協議して定める。

イ 成果品審査において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。

ウ 事業完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受託者は、直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

5 成果品納品場所（履行場所）

高松市役所環境局環境総務課

6 支払条件

完了払

7 担当課

環境局環境総務課

8 業務の実施期間

委託契約締結日から令和6年7月31日まで

9 その他

(1) 費用の負担

業務の執行に伴って必要な費用は、本プロポーザル実施要領に明記のな

いものであっても、原則として、受託者の負担とする。

(2) 参考文献等の明記

文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を必ず明記するものとする。

(3) 成果物の知的財産権等

ア 成果物の所有権及び著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）その他一切の知的財産権は、受託者から委託者に移転する。

イ 前記アにかかわらず、成果物に含まれるプログラム、スクリプト、HTMLデータ、モジュール等であって、成果物と同種のウェブサイトの作成において汎用的に用いられるものの著作権その他一切の知的財産権は、受託者に留保される。

ウ 前記イのほか、成果物のうち、従前から受託者に帰属する著作権その他一切の知的財産権は、受託者に留保される。

エ 受託者は、前記イ及びウによる受託者に留保された著作権その他の知的財産権について、受託者は委託者に対し、委託者が成果物を使用するために必要な範囲で、無償の通常実施権を許諾する。

オ 受託者は、前記アにより委託者に譲渡された成果物につき、著作者人格権を行使しない。

(4) 管理技術者及び技術者

ア 受託者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

イ 受託者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

(5) その他

受託者は業務を履行するにあたり委託者と緊密な連絡を取り、適宜十分な打ち合わせを行わなければならない。

受託者は業務の履行上必要と認められるもので、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項、又は仕様書に明記していない事項については、委託者と協議の上これを定める。